

第2号案件

大和都市計画生産緑地地区の変更 について

〈諮問：生駒市決定〉

買い取り申出による変更について

変更理由

市街化区域内の農地等について、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地地区の指定を平成4年に行ったところであるが、生産緑地の買取り申出の結果、行為の制限が解除されたもの及び公共施設等の用に供されたことにより、生産緑地地区から削除するものについて所要の都市計画の変更を行うものである。

変更内容

内 容	件数	地区番号
生産緑地法第10条の規定による買取り申出の結果、同法第8条の規定に基づく行為制限が解除され、生産緑地地区から削除するもの。	1件	98
生産緑地法第8条4項の規定による通知があり、公共施設等の用に供されたことにより、生産緑地地区から削除するもの。	1件	139

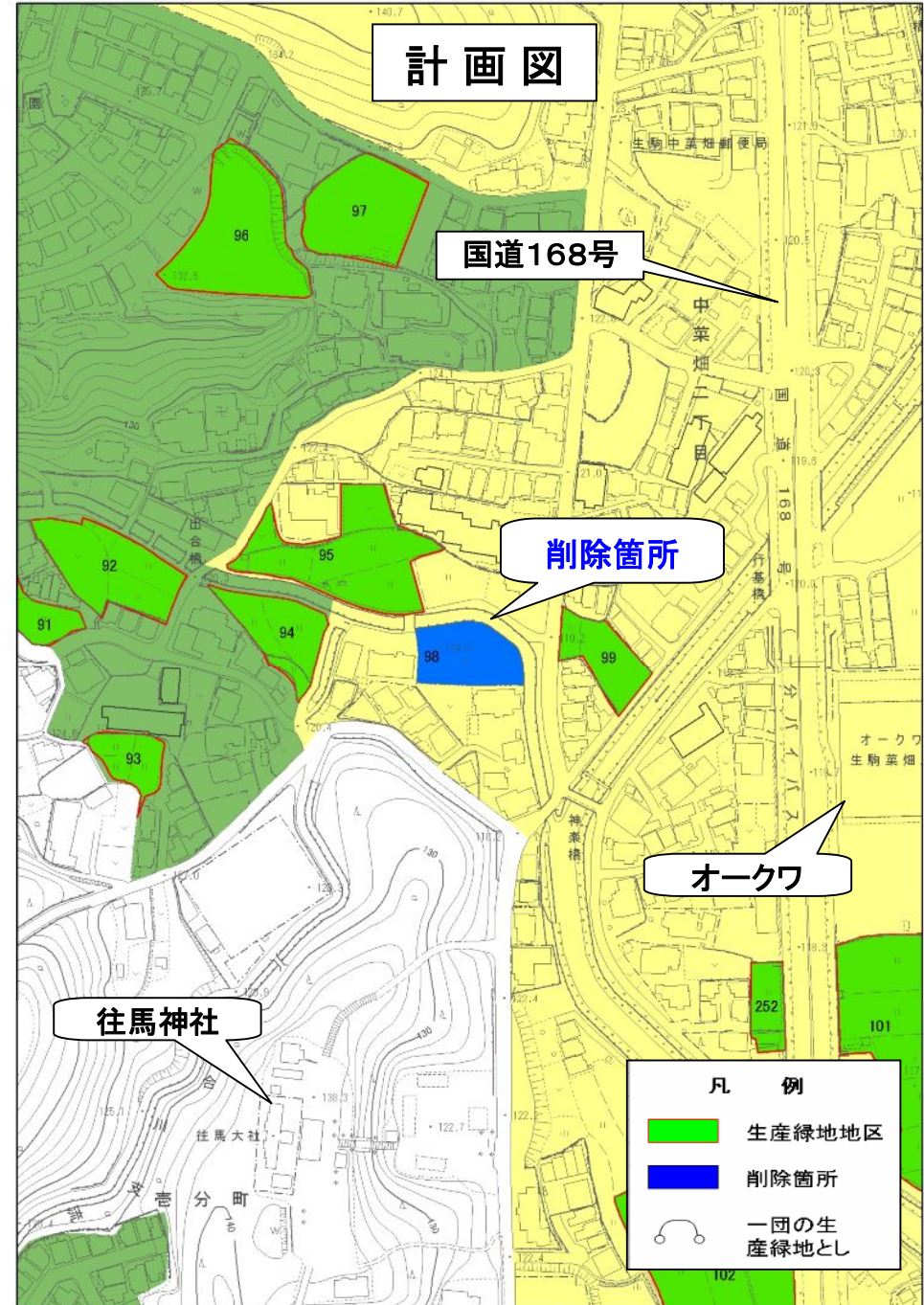
地区番号 98. 139

位置及び区域

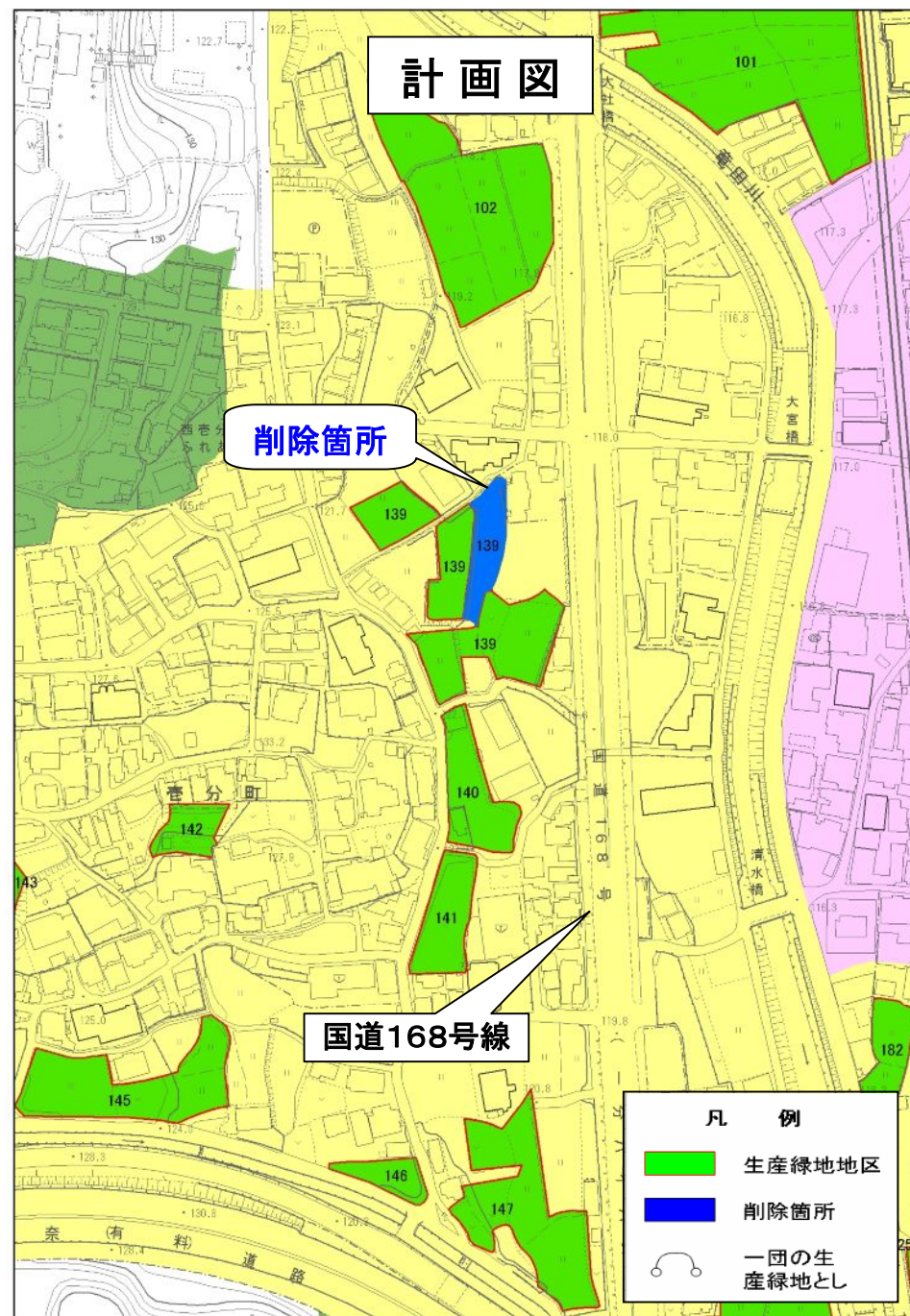
当該生産緑地地区の、地区番号98は、西菜畑町地内にあり、往馬大社の北側約200mに位置しており、地区番号139は、壱分町地内にあり、国道168号線沿いで、第2阪奈道路壱分インターの北側約300mに位置している。



主たる農業従事者の死亡により、平成25年2月1日に生駒市へ生産緑地の買取り申出をされ、3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかったことから、生産緑地法第8条の行為制限を解除し、生産緑地地区から削除する都市計画の変更を行うものである。



生産緑地法8条4項の規定による通知が、社会福祉法人バルツァ事業会から、平成23年11月8日付で提出され、公共施設等の用に供されたものについて、生産緑地地区から削除する都市計画の変更を行うものである。



大和都市計画生産緑地地区の変更について

新旧対照表

面 積	備 考
<p>〈 4 2 . 4 9 ha 〉 約 4 2 . 3 6 ha (▲ 0 . 1 3 ha)</p>	<p>〈 2 6 2 ヶ所 〉 地区数 2 6 1 ヶ所 (▲ 1 ヶ所)</p>

〈 〉 内数字は変更前
() 内数字は増減数

生産緑地地区の変更に係る縦覧結果について

告示日	平成25年6月10日
告示番号	生駒市告示第128号
縦覧期間	平成25年6月10日(月)から 平成25年6月24日(月)まで
縦覧者数	無し
意見書の提出	無し